

学位論文審査の結果の要旨

1. 申請者氏名	石井清文
2. 審査委員	主査：（兵庫教育大学教授） 小南浩一 副主査：（兵庫教育大学教授） 松田吉郎 委員：（上越教育大学教授） 浅倉有子 委員：（兵庫教育大学教授） 原田智仁 委員：（兵庫教育大学教授） 山口眞琴 委員：（岡山大学准教授） 斎藤夏来
3. 論文題目	鎌倉幕府における連署制の研究 ―北条時房・重時を中心として―
4. 審査結果の要旨	<p>論文提出による学位申請者 石井清文から申請のあった学位論文について、兵庫教育大学学位規則第16条に基づき、下記のとおり審査を行った。</p> <p>論文審査日時：平成27年8月3日（月） 14時10分～14時50分 場所：兵庫教育大学 教育・言語・社会棟 726会議室</p> <p>1. 学位論文の構成と概要</p> <p>序章 問題の所在と論文の構成 佐藤進一氏の幕政史三区区分の現状を確認し、執権政治の典型とされる泰時執権期が時房連署期であることに注目、従来等閑視されがちであった連署制の実態分析を二代連署重時までを検討対象とし、時間経過にそって検討をくわえた。</p> <p>第1章 北条義時政権と若君三寅 ―「伊賀氏陰謀事件」の前提と帰結― 泰時・時房政権の成立事情を検討する前提として、得宗初代である義時の政権について「伊賀氏陰謀事件」を中心に検討した。</p> <p>第2章 北条泰時・時房政権の成立 上横手雅敬氏の研究によって、時房の連署就任時期は1225年7月の北条政子死没前後と通常考えられていた。しかし、時房は政所出仕を泰時に先行して単独で実施し、1225年正月元旦の元日塚飯の沙汰人となっており、この段階で泰時に優位していた。この状況が泰時との確執を拡大し、それを回避するために、時房は1225年正月以降4月までの間、京洛治安維持を名目に上洛し、両六波羅に上位した。泰時と時房が鎌倉・京洛に任務分担し、両頭として棲み分けることで政権の安定を図ったのである。</p> <p>その後、大江広元が死没し、北条政子も不例となり、時房は帰鎌、ほどなく政子が死没すると政権は不安定となり、泰時は時房に「連署」させて協力を取り付けた。こうして泰時が首班としての地位を確保しつつ、時房が次席を確保することで政権の安定を図った。これによって「泰時・時房政権」が確立したのである。</p>

第3章 泰時・時房政権期の権力構造

泰時・時房政権の権力構造について、頼経將軍を取り巻く情勢や三浦氏との連帯競合関係、泰時・時房の力関係が明瞭にみえる「暦仁元年上洛」について詳細に検討した。暦仁元年（1238）上洛軍は三浦を先陣に「殿軍」に時房を配して入京、『吾妻鏡』は、時房を泰時等とは明瞭に区別し、別格扱いしている。そして、上洛中に時房は正四位下に昇格する。それは將軍を別格にすれば最高位であった。一方、泰時が正四位下に昇格するのは翌年9月のことであった。さらに泰時の掌握していた武蔵守を時房の息子朝直が奪還した。このようにこの上洛を通じて、時房は泰時に優位していることを京・鎌倉に明示した。

第4章 泰時単独執権体制

時房の死没により執権が泰時一人になった「泰時単独執権体制」の状況を検討した。時房が死没し、後任を希望する時房息男時盛が六波羅から帰鎌するが、泰時は拒否する。そして泰時単独執権体制となる。時盛を外せば、相互牽制の中で有力な対抗馬はいないのであった。

第5章 北条経時執権期の政治バランス―「連署」不置の事情―

泰時没後の経時単独執権体制は泰時単独執権体制とは全く異なる。経時執権は若年ゆえ、連署を必要とした。その候補として泰時の弟たちの名越朝時、重時、政村、時房の息子の時盛、朝直らの名が上がったが、多くの候補者の相互牽制のなかで連署が見送られた。

第6章 「重時・時頼政権」の成立と「寛元・宝治合戦」

1246年、経時から時頼が執権となる。翌年、重時の連署就任を阻んできた三浦氏を宝治合戦を通じて排除した重時が、翌1247年連署に就任した。息子長時を後任の六波羅に就任させ、鎌倉・京洛を掌中にした。重時・時頼政権の実態は時頼を「玉」とした重時政権であった。

第7章 連署北条重時の政権運営

若き執権時頼を育成することで安定した政権を構築しようとする重時と「寛元・宝治合戦」を乗り切り自信をつけてきた時頼との間には微妙な確執の生まれる可能性があった。しかし、重時の娘を正室に入れ、嫡男時宗が誕生することを通じて両者の連帯が強められていった。

第8章 『重時家訓』と極楽寺流専断体制

北条重時が書き残したと伝えられる二つの『重時家訓』を検討し、思想を考察した。重時の政権運営や長期の展望などを理解するのに有効だと考える。六波羅北方の独占や息男長時による執権掌握など、「極楽寺流重時」の「専断体制」を構築せんとしていた。

終章

原典史料の詳細な検討を通して、執権政治の実態を分析した。執権政治における連署制の成立は、元仁元年（1224）6月であり、連署制ではなく両執権体制としてはじまった。「執権連署制（両執権制）」は、単独執権期が異例であって通常は両執権制である。しかも、「連署」が政権内の実際の政治力では、しばしば執権を凌駕していたのである。

2. 審査経過

従来、等閑視されてきた連署について、詳細に検討し、執権・連署制の定説に大きな修正をせまるものとして評価できる。教科書的には1224年に執権が、翌25年に連署が成立したとされてきたが、実態は1224年に泰時・時房両執権体制として成立していたことを明らかにした。また執権の補佐的役割とされていた連署だが、じつは連署の実力が政策運営上大きな役割を果たしていたことを明らかにした。これらは教科書記述の変更をせまるものと評価できる。

「学的根拠に立てる教育」の実践者として力量を高め続ける姿勢は、教員の研修・研鑽の姿勢の手本となるだろう。深い教材研究や研究の能力を高めることが、今後期待されるアクティ

ブ・ラーニングに益するものとなる。

3, 審査結果

以上により、本審査委員会は、石井清文 の提出した学位論文が博士（学校教育学）の学位を授与するにふさわしい内容であると判断し、全員一致で合格と判定した。